

第六項 指定食堂等ニ關スル心得

指定食堂、指定喫茶店、指定宿泊所、指定下宿、指定慰安所、指定撞球場附表第二乃至第九ノ如シ之等ニハ特定ノ看板ヲ掲ゲアリ誤ツテ他店ニ入ラザルヲ要ス、飲食物ハ海軍側ト協定セル定價表アリ其ノ支拂ハ支那銀(指定食堂ハ大洋、指定喫茶店ハ小洋)ヲ單位トスルヲ以テ日本金ハ豫メ兩替シ置クヲ可トス支拂其ノ他ニ關シ問着ヲ生ジタル時ハ成ルベク直接抗議ヲ避ケ所屬分隊長ニ届ケ出ヅベシ但シ現場ニ於テ解決スルヲ可トスル如キ場合ハ乍浦路派遣衛兵隊ニ通知スベシ

第七項 衛 生

(一) 飲食物

上海ハ流行病傳染病ノ甚ダ多キ處ナリ病ニ罹ラバ自己ノ身體ヲ傷フノミナラズ他ノ同僚ニ迷惑ヲ及ボシ軍務ニ支障ヲ來スコト大ナリ常ニ左記各項ニ注意シ保健上萬遺憾ナキヲ期スベシ

(イ) 水道ノ水ニモ大腸菌等ヲ多數含有スルヲ以テ決シテ生水ヲ飲ミ又生物ヲ無消毒ニテ食フ如キコトナキヲ要ス長江赤痢ハ至ル所ニ蔓延シアルモノト考フベシ

(ロ) 地理ニ精通シ行先ノアル場合ハ別トシテ然ラザル場合ハ水筒ヲ携帯スルヲ可トス

(ハ) 下士官兵集會所、指定食堂、指定喫茶店、指定下宿、指定慰安所、指定宿泊所以外ノ場所ニ於ケル飲食物ヲ嚴禁セラル

(二) 性病

上海ニ於ケル性病ハ其ノ率極メテ高ク又病毒國際化シテ甚ダ猛烈ナレバ嚴ニ身ヲ慎シミ注意ヲ怠ラズ萬全ノ策ヲ施スヲ要ス

特ニ左記各項ニ注意スベシ
 (イ)支那人ノ魔窟ハ不潔極マルノミナラズ支那人無賴漢等ト事端ヲ醸スコト多ク而モ地理概ネ迷路ニシテ犯人ノ逃亡ニハ便ニシテ自己ノ進退ニ窮スルコトアリ決シテ之ニ立入ラザルヲ要ス
 (ロ)指定慰安所以外ノ場所ニ斯ル目的ヲ以テ立入ラザルハ勿論、指定慰安所ニ於テモ常ニ充分ノ注意ヲ拂ヒ事前事後ノ消毒ヲ完全ニシ萬遺漏ナキヲ期スベシ
 (ハ)萬一其ノ徵候ヲ認メタル時ハ猶豫スルコトナク診察ヲ受ケ重症トナラザル中ニ治療ヲ施スヲ可トス

附表 第一、主要官衙等所在及電話番号

場	所	電話番号
幕僚事務室	北四川路二〇一號	四六六二五
司令部		四六九八三
主計科事務室		四二二七〇(四)
一般交換		四〇六七九
上海海軍特別	乍浦路海警路角	二七〇九一
陸戰隊	豐田警備隊	五一九二六
第三艦隊司令部(軍艦出雲)	ジェスフィールド路豐田紡	五二九七〇
同	時ニ變動アリ	〇七三〇
海軍浮標		